

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p><u>1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い</u> (略)</p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 財務局長は、証券会社から提出を受けた次の報告書等のうち、各半期末のものについて、その提出を受けた月の末日までに金融庁長官へ報告すること。</u> <u>主要勘定残高表(証券会社に関する内閣府令第33条第1号)</u> <u>自己資本規制比率に関する届出書(法第52条第1項)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、遅滞なく金融庁へその写しを送付すること。</u> <u>在外支店又は現地法人の財産・収支等状況表(証券会社に関する内閣府令第33条第9号)</u> (略) <u>国際業務の概況(証券会社に関する内閣府令別表第9号)</u></p> <p><u>(6) 財務局長は、営業報告書及びその添付書類(証券会社に関する内閣府令第32条第1項及び第2項)の提出を受けた場合は、毎年7月10日までに金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p><u>(7)~(10) (略)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>1. 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p><u>1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い</u> (略)</p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告 (1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを金融庁長官へ送付すること。</u> <u>国際業務に関する報告書(証券会社に関する内閣府令第33条第2号)</u> (略) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)~(8) (略)</u> (略)</p> <p><u>1 - 1 - 5 オフサイト・モニタリング</u> <u>財務局長は、法第59条第1項に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイ</u></p> |

(略)

2. 登録申請関係

(略)

2 - 2 登録の手続き

(略)

2 - 2 - 4 証券会社登録簿

(1) (略)

(2) 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と証券会社登録簿の当該面を差し替えるものとする。

なお、転換社債又は新株引受権付社債を発行している証券会社の株式への転換等による資本の額の変更届出書については、毎月末における資本の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該証券会社登録簿を差し替えるものとする。

(3) ~ (9) (略)

(略)

3. 証券会社の監督事務

3 - 1 認可申請書の審査に係る留意事項

ト・モニタリングに係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局証券監督担当課は、金融庁監督局証券課との十分な連携によりこれを行うものとする。

自己資本規制比率の状況

業務、経理の状況

顧客資産の分別保管の状況

市場リスク

取引先リスク

オペレーショナルリスク

流動性リスク

(略)

2. 登録申請関係

(略)

2 - 2 登録の手続き

(略)

2 - 2 - 4 証券会社登録簿

(1) (略)

(2) 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と証券会社登録簿の当該面を差し替えるものとする。

なお、新株予約権付社債を発行している証券会社の新株予約権の行使による資本の額の変更届出書については、毎月末における資本の額を翌月 15 日までに提出させ、1 カ月ごとに当該証券会社登録簿を差し替えるものとする。

(3) ~ (9) (略)

(略)

3. 証券会社の監督事務

3 - 1 認可申請書の審査に係る留意事項

(略)

3 - 1 - 3 私設取引システム運営業務に係る留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（法第 37 条に規定する株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。）を対象とする場合に限る。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

取引量に係る数量基準

イ 当該業務において株券又は転換社債券（証券取引所に上場されているもの又は法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合

「1 過去 6 カ月において、株券及び転換社債券（証券取引所に上場されているもの及び法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金の東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所並びに店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて 10%以上、かつ、当該株券及び転換社債券全体について 5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ～ハ (略)

2 過去 6 カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて 20%以上、かつ、当該株券及び転換社債券全体について 10%以上となった場合には、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を

(略)

3 - 1 - 3 私設取引システム運営業務に係る留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（法第 37 条に規定する株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。）を対象とする場合に限る。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

取引量に係る数量基準

イ 当該業務において株券又は新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの又は法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合

「1 過去 6 カ月において、株券及び新株予約権付社債券（証券取引所に上場されているもの及び法第 75 条第 1 項の規定により登録を受けたものに限る。）の一日平均売買代金の東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所並びに店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、個別銘柄いずれかについて 10%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について 5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ～ハ (略)

2 過去 6 カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて 20%以上、かつ、当該株券及び新株予約権付社債券全体について 10%以上となった場合には、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな基準を

設けることがある。

4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」

□ (略)

(略)

(4) (略)

(略)

3 - 2 その他業務に係る留意事項

3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

(略)

業務

譲渡性預金の発行の媒介等は、「売買の媒介等」に該当しないので、法第34条第4項に基づいて承認申請を行わせることに留意するものとする。

(略)

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

4 - 3 - 1 外証法第7条第1項に規定する業務の認可申請書に係る留意事項

外証法第7条第1項に規定する業務の認可にあたっては、3 - 1に掲げる事項に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) (1)に掲げる者のうち50%の資本関係を有する者の業務経験期間を通

設けることがある。

4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」

□ (略)

(略)

(4) (略)

(略)

3 - 2 その他業務に係る留意事項

3 - 2 - 1 その他業務に係る届出の受理にあたっての留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

(略)

業務

譲渡性預金の発行の媒介等は、「売買の媒介等」に該当しないことに留意するものとする。

(略)

4 . 外国証券会社の監督事務等

(略)

4 - 3 外国証券会社の監督事務

4 - 3 - 1 外証法第7条第1項に規定する業務の認可申請書の審査に係る留意事項

外証法第7条第1項に規定する業務の認可にあたっては、3 - 1に掲げる事項に準ずるほか、次の点に留意するものとする。

(1) (略)

(2) (1)に掲げる者のうち50%の資本関係を有する者の業務経験期間を通

算して算定する場合には、3 - 1 - 1 (9)、3 - 1 - 2 (5)又は3 - 1 - 3 (3)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

「貴社の発行済株式の総数又は出資の総額の 50%以上の株式又は出資を所有する者（貴社の発行済株式又は出資の総額の 50%以上の株式又は出資を所有する持株会社の発行済株式又は出資の総額の 50%以上の株式又は出資を所有する者を含む。なお、当該持株会社の発行済株式又は出資の総額の 50%以上の株式又は出資を所有する持株会社がある場合には、当該他の持株会社を、貴社の発行済株式又は出資の総額の 50%以上の株式又は出資を所有する持株会社とみなす。）で、国内に営業所その他これに準ずるものを有する者を、特定法人等又は特定金融機関とみなして、認可を受けた業務に関し、外国証券業者に関する法律第 14 条において準用する証券取引法第 45 条及び外国証券業者に関する内閣府令第 25 条において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条に規定する弊害防止措置を適用する。」

4 - 3 - 2 外証法第 14 条第 1 項に規定する業務の規制に係る留意事項

(1) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 34 条第 2 項に規定する業務については、3 - 2 に掲げる事項に準ずる点について留意するものとする。

(2) (略)
(略)

4 - 3 - 8 営業報告書に関する記載上の注意について

外国証券業者に関する内閣府令第 30 条に規定する営業報告書の記載にあたっては、証券会社に関する内閣府令第 32 条の規定にかかわらず、以下のようにするものとする。

(新設)

(1) 「営業所の状況」欄については、主たる支店その他の支店について記載するものとする。

算して算定する場合には、3 - 1 - 1 (9)、3 - 1 - 2 (5)又は3 - 1 - 3 (3)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

「貴社の議決権（外国証券業者に関する法律第二十二條第一項第四号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の 50%以上の議決権を保有する者（貴社の議決権の 50%以上の議決権を保有する持株会社の議決権の 50%以上の議決権を保有する者を含む。なお、当該持株会社の議決権の 50%以上の議決権を保有する持株会社がある場合には、当該他の持株会社を、貴社の議決権の 50%以上の議決権を保有する持株会社とみなす。）で、国内に営業所その他これに準ずるものを有する者を、特定法人等又は特定金融機関とみなして、認可を受けた業務に関し、外国証券業者に関する法律第 14 条において準用する証券取引法第 45 条及び外国証券業者に関する内閣府令第 25 条において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条に規定する弊害防止措置を適用する。」

4 - 3 - 2 外証法第 14 条第 1 項に規定する業務の規制に係る留意事項

(1) 外証法第 14 条第 1 項において準用する証券取引法第 34 条第 2 項に規定する業務に係る届出の受理及び同条第 4 項の規定に基づくその他業務の承認については、3 - 2 に掲げる事項に準ずる点について留意するものとする。

(2) (略)
(略)

4 - 3 - 8 営業報告書に関する記載上の注意について

外国証券業者に関する内閣府令第 30 条に規定する営業報告書の記載にあたっては、証券会社に関する内閣府令第 32 条の規定にかかわらず、以下のようにするものとする。

(1) 「役員及び使用人の状況」欄の役員の総数は、支店に駐在する役員を記載し、役員の状況については、国内における代表者及び支店に駐在する役員について記載するものとする。

(2) 「営業所の状況」欄については、主たる支店その他の支店について記載するものとする。

(2) 事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間(以下「営業期間」という。)とは異なる外国証券会社が作成する営業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。

貸借対照表、損益計算書及び附属明細表の損失準備金、取引損失準備金及び証券取引責任準備金並びに当該準備金の取りくずし及びれい入の欄については、各営業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。

損益計算書の株式取引損失準備金繰入れ欄及び債券取引損失準備金繰入れ欄並びに付属明細表の取引損失準備金の当期増加高の欄については、aに掲げる額がbに掲げる額を超える場合においては、a又はbに掲げる額のいずれかを選択して記載することができるものとする。

a 算出した取引損失準備金の積立金額

b 上記aの額を積み立てないものとして計算した当該営業期間における支店の営業に係る利益の額(当該営業期間前における支店の営業に係る利益のうち当該営業期間に繰り越された利益の額又は当該営業期間前における支店の営業に係る純損失のうち当該営業期間に繰り越された純損失の額(以下「前期繰越損失の額」という。)を加減した後の額)

貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金の欄については、当該欄の記載額が外国証券会社の最低資本の額に達するまでは、aに掲げる利益の額からbに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額を積立てを行ったものとして記載するものとする。

a 各営業期間における支店の営業に係る当期純利益の額

b 各営業期間における前期繰越損失の額

(略)

5. 登録金融機関の監督事務

5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い

登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2(、及び

(3) 事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間(以下「営業期間」という。)とは異なる外国証券会社が作成する営業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。

貸借対照表、損益計算書及び附属明細表の損失準備金及び証券取引責任準備金並びに当該準備金の戻入及び繰入れの欄については、各営業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。

(削る)

貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金の欄については、当該欄の記載額が外国証券会社の最低資本の額に達するまでは、aに掲げる利益の額からbに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額を積立てを行ったものとして記載するものとする。

a 各営業期間における支店の営業に係る当期純利益の額

b 各営業期間における前期繰越損失の額

(略)

5. 登録金融機関の監督事務

5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い

登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2(、及び

から までに限る。) 1 - 1 - 3 ((1)、(2)、(4)及び(10)に限る。) 1 - 1 - 4 ((2)に限る。)に準ずるほか、次のとおり取扱うものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)

(1) 金融機関の証券業務に関する内閣府令別紙様式第6号、第7号及び第13号は、多くの登録金融機関が取扱う有価証券を典型例として挙げているに止まるため、実際の報告書においては業務を行っているすべての有価証券について各項目を挙げて記載されているかどうかに留意するものとする。

(2) (1)の有価証券は短期有価証券に係る業務を行う登録金融機関にあつては次に掲げる有価証券とする。

法第2条第1項第8号に基づく「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第1条に定める有価証券(及び法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち同項第8号の性質を有するもので国内で発行されるもの)(「国内CP」という。)

法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、同項第8号の性質を有するもので海外で発行されるもの(「海外CP」という)

法第2条第1項第11号に基づく令第1条に定める有価証券(「海外CD」という。)

(3) (1)の有価証券は資産金融型有価証券に係る業務を行う登録金融機関にあつては次に掲げる有価証券とする。

法第2条第1項第3号の2、第4号、第5号の3及び第9号の有価証券のうち、令第17条の2第2項第1号に定める有価証券並びに令第17条の2第2項第2号及び第3項に基づく「証券取引法施行令第17条の2第2項及び第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」第1条及び第2条に定める有価証券(「資産対応証券等」という。)

法第2条第1項第10号に基づく「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第2条に定める有価証券(「Cards等」という。)

法第2条第2項第1号に基づく令第1条の3に定める有価証券(「貸付債権信託受益権等」という。)及び法第2条第2項第2号に掲げる有価証券のうち貸付債権信託受益権等の性質を有するもの

(略)

から までに限る。) 1 - 1 - 3 ((1)、(2)、(3)及び(8)に限る。) 1 - 1 - 4 ((2)に限る。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)

(削る)

(削る)

(削る)

(略)

5 - 3 登録金融機関の監督事務

5 - 3 - 1 登録金融機関の監督事務

(1) ~ (3) (略)

(4) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般を担当する部門については、国内CPの発行関連業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること

~ (略)

(5)・(6) (略)

(略)

5 - 3 登録金融機関の監督事務

5 - 3 - 1 登録金融機関の監督事務

(1) ~ (3) (略)

(4) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあつては、当該業務全般を担当する部門については、コマーシャル・ペーパーの発行関連業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。

~ (略)

(5)・(6) (略)

(略)